

第 5641 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース
		(2017年)平成29年 2月 1日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 相続開始前3年以内の受贈者が生命保険金受取人の場合

Q：相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた者が、生命保険金だけを受け取った場合は、申告をする必要がありますか？

A：申告する必要があります。

【解説】

相続税では、相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内にその被相続人から贈与により財産を取得している場合は、その者については、その贈与により取得した価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなすこととされています。

そして、相続開始前3年以内にその相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者がその被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合には、その贈与財産の価額は相続税の課税価格に加算しなくてよいこととなっています。

したがって、相続開始前3年以内に贈与を受けて、相続では財産を取得しなかったという場合には、相続税の申告はする必要がないということになります。

しかし、お尋ねのように生命保険金を受取ったという場合は、相続又は遺贈により財産を取得したとみなされ、相続開始前3年以内の贈与加算制度の適用を受取る者(相続又は遺贈により財産を取得した者)に該当することになりますので、この場合には、相続税の申告をしなければならないこととなります。

